

ラストワンマイル・モビリティに係る制度・運用の改善策（R5.5公表）措置状況

施策12項目	概要	発出日	省令・通達名等
1. 営業所ごとのタクシー車両の最低車両台数の緩和	<ul style="list-style-type: none"> ・原則5台となっている最低車両数の緩和 	2023年10月31日 (①②) 2023年11月8日 (⑤⑥⑦)	①「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。）の申請に対する処理方針」の一部改正について ②「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。）の申請に対する処理方針」の細部取扱について」の一部改正について
2. 営業所等の施設設置要件の緩和	<ul style="list-style-type: none"> ・使用権原の期間に関する要件の緩和 ・休憩施設・車庫の営業所の距離（2km）に関する要件の緩和 ・休憩施設・車庫を専用の区画にする要件の緩和 		⑤「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」の一部改正について ⑥「法人タクシー事業の申請に対する処理方針」の細部取扱について」の一部改正について ⑦「自動車の保管場所の確保等に関する法律の施行に伴う旅客自動車運送事業用自動車等に関する事務の取扱いについて」の一部改正について
3. 運行管理のDXの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者内の運行管理業務の一元化の導入 ・事業者間の遠隔点呼の導入 	2023年11月8日	
4. 地方部にUターン等した個人タクシー事業者の経験者の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・人口が30万人未満の地域においても、地域の実情を勘案しつつ、地方運輸局長等が認めた場合については、個人タクシーの営業を認める 		
5. タクシー事業者による乗合タクシー展開にあたっての法令試験免除	<ul style="list-style-type: none"> ・タクシー事業者による乗合タクシー事業（区域運行型乗合事業）の許可申請に係る法令試験を免除 		
6. タクシーと乗合タクシーの事業用車両の併用の柔軟化	<ul style="list-style-type: none"> ・乗合タクシーとタクシーとの間でより柔軟に車両の併用を行うことを可能とする 		
7. 乗合タクシー事業における補完的な自家用車の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・過疎地域において、乗合タクシーを展開するに当たり、地域公共交通会議等の協議が調った場合には、事業用自動車による輸送力を補完するために必要な範囲に限り、許可を受けた自家用自動車を輸送力補完のために活用する 		

<p>8. 事業者協力型自家用有償旅客運送の活用促進</p>	<p>・事業者協力型自家用有償旅客運送について、「運行管理」に加えて配車サービスの提供等の「ノウハウ面の提供」等に交通事業者が協力する場合も認めること（交通事業者による協力類型の多様化）等を通じて、より一層の活用促進を図る。</p>	<p>2023年11月2日</p>	<p>③道路運送法施行規則 ④国土交通省関係国家戦略特別区域法施行規則</p>
<p>9. 「交通空白地」に係る目安の設定及び「地域交通の把握に関するマニュアル」の活用促進</p>	<p>・「半径1km以内にバス停・駅がない地域であって、タクシーが恒常的に30分以内に配車されない地域」は交通空白地に該当する、という参考となる目安を提示</p>		
<p>10. 「地域交通の検討プロセスガイドライン」の活用促進</p>	<p>・「地域交通の検討プロセスに関するガイドライン」について、改めて自治体等に周知を図り、活用を促す（地域公共交通会議等での周知・説明、自治体職員に対する講習等）</p>		
<p>11. 自家用有償旅客運送に係る「運送の対価」の目安の適正化</p>	<p>・従来の「タクシーの上限運賃の概ね1/2の範囲内であること」との目安を廃止し、実費を適切に収受できるように目安を新たに設定する。</p>		
<p>12. 自家用有償旅客運送に係る更新登録手続の簡素化</p>	<p>・一定の安全性が担保されている自家用有償旅客運送者については、協議手続の簡素化や申請書類の簡素化を通じて更新登録手続を簡素化する。</p>	<p>2023年11月2日</p>	<p>③道路運送法施行規則 ④国土交通省関係国家戦略特別区域法施行規則</p>